

『因果物語』の怪談あれこれ

●越中立山地獄●

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二〇刊）

巻上の十三「生ながら地獄に落事 付精魂地獄に入事」

④尾州山崎より、寛永十六年の夏、同行十人立山へ参詣す。室と云処にて、同村の理衛門、又六と云二人の者に逢たり。「何ぞ来たぞ」と問ば、「用有て来たり」と云。不審に思所に、「急て登間、在処には何事も無か」と問ば、「何事もなし」と云捨てて行也。

弥心元なく思ながら下向して見ば、彼二人何事もなし。同行皆陰して居けるに、其霜月、二人共に熱病を煩ひ、一兩日充隔て死けり。其時、立山にて逢たる事を委語也。

南野村休庵、物語也。正保四年に聞也。

*神谷満雄・寺沢光世、編集・校注『鈴木正三全集（上巻）』（鈴木正三研究会、二〇〇六年）より。原漢字片仮名混じり文を漢字平仮名混じり文に改めた。現在通行の字体に改め、振り仮名を省略し、句読点を改めた箇所がある。また、適宜改行を行い、便宜的に番号を付した。会話文・心中語には「」を付した。以下も同じ。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二〇刊）

巻中の五「二舛を用者雷に獲るゝ事 地獄に落る事」

②遠州市野村に、惣衛門と云者、高野聖の宿也。此聖、北国立山へ参詣しけるに、惣衛門女房、立山にて地獄に入る。彼聖、飛掛て帯を引留めければ、帯は切て終に女房地獄に入ぬ。

不敏に思、下向して惣右衛門処多至て見れば、女房何事なく居たり。去れば不思議に思、「夏中に、何にても不思議なる事なしや」と問。女房答云、「夏末に蔵の内へ入るに、口本にて何者か我等が帯を取て、後より引とももちいず。蔵の内へ入ければ、帯は切てなし」と云。聖、其日を考ふれば、立山にて帯を引取たる時に違ず。是に依て委く子細を語て、帯を取出し見せければ、肝を消、驚入たり。

聖云、「日比、何にても悪事をば仕給ぬか。若心に思ひ当る事有ば、懺悔して科を亡べし。人に陰す科ならば、仏神天道に懺悔めさるへし。左無んば、必大地獄に落、万劫を歴とも閻魔の責遁べからず。今より以後、慈悲心深く正直を専とせば、先世罪業即消滅すべし。只一心不乱に念仏信心有べし」と。

其時、女房云やう、「思当事有。日比、商売利潤を本として、舛に大小を拵へ、人を貫たる科也、と胸に当れり」と。

其所の代官松下浄慶の物語也。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二）刊

巻中の廿二「亡者銭を取返す事 付鉄くろがねを返す事」

①尾州愛智郡星崎村に、彦十郎と云者、信者しんしやにて後世ごせことに精を入けり。四十の比ころ、女房にようを去けるに、舅しゅうとには不足なき故、本の如く出入しゆつにふす。女房頓やがて死けり。然間しかるあひだ、亦女房もとめを求めり。

彦十郎、四十二、三の比ころ、白山立山へ参詣しけるに、立山にて本の死したる女房出で、彦十郎に向て、「其方そのほうは、我等父の方より羅間敷らまじき銭を取也。返し玉へ」と云。彦十郎聞て、「左様の事有あり」とて、舅より請うけたる銭五十文、速すみやかに返しけり。

其後、笠寺かさでらの鐘撞かねつきと成て居たり。慶安五年の事也。

南野十左衛門語かたるを聞也。

②越中に、宇の津つと云鍛冶あひ有。人打物ひとうちもの詭あつらえる時、古鉄多遣ふるかねをくやりければ、打物打うちものうち、余あまりたる鉄を取けるに、彼宇の津、立山参詣の時、地獄うちの中より高声たかごえに、「打物の時余あまりたる鉄を、只今返せ」と呼よばる。是を聞て大に驚おどき、腰こしに持たる銭三百文、地獄みぢいれへ抛なげ入れれば、「是は多し」とて、半分返しけるに、此銭こゝろ焼やて満合みちあひけり。是を持家もちに帰かへり、ほの上へ彼銭かを掛置かけて、出入しゆつにふの人々に見みせ、懺悔ざんげして、此謂このいわれを語かたると也。

今井四郎左衛門語かたる也。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二）刊

巻中の三十二「殺生の報むくひの事」

③越中立山えつちゅうたてやまの入口いりぐちに、祖母堂おばじどうと云堂あり。三途川さんずがの姥うばを、六十六体造たいじゅう置おたり。殺生せつしやう禁制きんせいの地也。

或餌指あるえさし、彼祖母かのうばの目めに鳥餅とりもちを塗ぬり、「眠給ねむりたまえ、鳥指とりさすべし」と云て、鳥多とりをくさしとる指取さしとる。立去たちさらんとすれば、両眼りやうがん忽たちまちつぶれたり。

此旨このめいに、伊藤久弥いとうきゅうやは、「切々逢せつせつあたり」と語也。慶安年中けうあんねんちゆうのこと也。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二）刊

巻下の七「僧の口より白米を吐事 付板挾いたがはに逢僧あひの事」

①東三川とうさんがわに貴雲寺きうんじと云寺有。其弟子いふでらの僧そう、同行どうぎやう五人にて立山たてやまへ参詣す。

下向あの時、俄にわかに日暮みける間あひた、宿からを借かんとするに村里かたわなし。傍かたわらに灯ともしび幽かすかに見ゆる所有あり。此処こゝ迄いたつて見みれば寺也。一人、金剛經きんがうぎやうを誦居よみられたり。「是は立山たてやまへ参りたる者也。宿かしたまを借玉かしたまへ」と云。老僧らうそう則すなはち、「安やすき事なり」とて、宿かしたまを借玉かしたまふ。「我は去方さるかたへ参る也。其方達そのかた、食めしを拵くひへ喰玉くひたまへ。米も味噌めしも奥おくにあり」とて、老僧らうそうは出いでられたり。

「去さば、食めしを焼たかん」とて、客僧きやくそう、眠藏めんだうへ米こめとりに行いければ、僧一人倒にんざかさまにつるし、下に新あらしき桶かをすけて有。彼坊主かの口より、白米しろこめさら／＼と出いるなり。不思議ふしぎに思おもひ見みれば、我師匠わがしやうの坊主也。此僧大こゝろに驚おどき、「やれ、地獄也」と云て、かけ出いければ、本もとの如く明る成なりたり。

其そのより此僧（マ）、「出家なと成りて、信施しんせをきるは怖敷おそろ敷事しきこと也」とて、還俗げんぞくし、名古屋なごやにて足輕あしきに出て今いまに居る也。
元和年中げんわの事也。本秀和尚ほんしゅう、彼僧かのに相玉あひたまふ也。

▲『驢鞍橋』（万治三年（一六六〇）刊）巻上の七十四

一日、尾州の人来り。語て曰、「此比このひ、智多郡ちたごほりの者共七、八人、越中の立山たてやまに参りけるに、去者さるもの、我女房わがによぼう、立山の地獄ぢごくに走り込を見て、驚き走り懸り、引留ひきとめんとするに、不レ叶して女房終むすに落入おちこりけり。彼者かの、不思議ふしぎに乍な思家おもひに帰るに、女房、「替かる事ことなし」と語る」。

師聞曰、「さあるべし。古今ともに立山・白山にて、地獄ぢごくに落ると見られし人共、一月二月して死するも有あり。二年三年して死するも有あり。亦、七、八十迄活いきるもあり。乍な活いき地獄ぢごくに入たる者、数を知ず。

此前、奥にて、去者さるもの前後も知ず病けるが、其家の前にて二人の鬼有て、亭主りやうぼうを両方ひつはり引張ひきはりて炙あぶると、余人の目に見えたと云事有。誠に大病なだ杯受て、大寒・大熱して前後ぜんごも知ず、わつ／＼と叫ぶやうの苦患くげんを受る杯は、乍な生我性いきわがしやうの地獄ぢごくの業ごふを感じる時なるべし。さあればこそ、病人後世びやうじんごを願へば必ず無病むびやうに成也。我も此前このまへは折々せつせつ地獄ぢごくに墮おけるが、最早もはや此比このひは不レ落おち。其故は、悪夢あくむを見ざる也」。

亦曰、「就つく中なかん、今時いまとき出家衆しきしゆは、乍な生地獄いきぢごくに落べし。無道心むどうしんにして信施しんせをきられば、さなくとも死後しごあめうしにはならるべし。御坊主達ごぼうしゅ大事也」。

*神谷満雄・寺沢光世、編集・校注『鈴木正三全集（下巻）』（鈴木正三研究会、二〇〇七年）より。

●髪にまつわる話●

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年（一六六二）刊）

巻上の六「嫉ねた深み女死めがしして後の女房を取殺とりころす事 付下女を取殺とりころす事」

①江戸浅草、海雲寺かいうんじに全春ぜんしゆんと云僧あり。七才の時母に離れ、頓やかて継母あり。彼継母、紙帳しちやうの中に臥ふしけるを、亡母来て髪を取、紙帳の外へ引出す。継母起上しほくみあひ、暫しばし組合あひければ、亡靈もうれいは失なけり。其後、継母煩わづらふに、枕本まくらもとに亡母来て頸くびをしめ終とり取殺とりころしたり。其後も親類中の家いへえ来と云り。

慶安五年の比ころ、此僧廿一歳にて、直ちかに語かたるを牛込天徳院うしごてんとくゐんにて聞也。

②江戸糶こうじ町まちに、有者あるものの女房煩わづらひし。死する時、男に、「あの下女を女房にして置ならば、祟たるべし」と云を用もちす。終つひに女房にしける所に、死たる女房来て、下女の髪をむしる。下女悲かなしみを聞て、人々倚よりて見みに何もなし。人の透すきなれば来きたて髪をむしる。後には一筋も残のこさずむしり抜ぬき、終つひに取殺とりころす。

慥たしに見たる人多おほし。寛永十四年の事也。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二〇刊）

巻上の九「夫死して妻を取殺事 付頸をむしる事」

①撰州榎並村、善兵衛婦は中村の源兵衛娘也。善兵衛子息、卅三歳にて死す。婦は十六歳也。夫死して後、女を親の源兵衛所へ呼返す。去程に、夫の精魂火と成、蹴鞠の如にして地涯一尺程高揚、毎夜来て村際にて消。

源兵衛家内噪しくなり、娘の目に見て、魔物来て髪を抜事折々也。娘、父母に向て、「をそろしき物、来」と云て、恐れ伏。終に髪のを皆抜尽して、卅日か中に取殺たり。寛永十年の事也。

②江戸鷹師町にて、有侍不凶煩付、死に窮時、妻に向て、「我死せば、不請ながら髪を剃、菩提を吊て給かし」と云。女房、「尤也」と請合ば、頓死けり。

然に、女房髪を剃ず。剃べき志もなし。故に次日、夫来て目に見けれども、驚ず。猶々来てチラ〜と見、六日目には女房の頸をしめける間、「くつ〜」と云て、目を舞死入り。女房の兄、刀を抜て切払、「比興者。侍に似合ず」と、恥しめけれども、用ず苦めける程に、女房次第〜に弱なり、女房の弟、「心得たり」とて、鉗を取出、姉の髪をすきと挟捨ければ、則本復す。後まで髪を剃て居也。其朋輩衆の内方、委く知て語。慶安三年八月の事也。

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二〇刊）

巻下の廿一「慳貪者ながら餓鬼の報を受事 付種々の苦を受事」

④京西魚屋町に、骨屋興宗右衛門と云者有。内裏様急肴を上る魚屋也。勝れて慳貪の者なりしが、老て後、本願寺にて、剃刀を頂き法鉢せんとするに、髪更に切ず。剃刀七本合せて取替〜剃ども切ず。余り為方無、鉗にて挟切て置けり。

死期に火の病を受狂ける程に、数多看病して居たるに、何の間にか井の中え入て死にけり。寛永十七年の事也。

●生霊供養

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年へ一六六二〇刊）

巻上の十一「女生霊 夫に怨を作事」

①細川殿国替の時、高橋甚太夫と云弓の足軽、女房を伴て豊前より肥後の国へ行、一兩年過て、「女房を去べき」と云。女房聞て、「其儀ならば、小倉へ送り給」と云。「尤也」とて、一日路伴行、途中に捨、男は夜逃にして帰。女房悲を亭主見憐、其所にて似合の男に仕付たり。

其後、甚太夫別の女房を呼ければ、前の女房来て、首をしめ痛ける故、女房置事叶ず。終に昔の女房の処へ行て、様々詫言しければ、「我、今思様なる家に在付事、其方手間をくれたる故、能仕合と成間、更に遺恨なし」と云。悦び帰て女房を呼ば、本の女房の頭、

窓より入て棟に乗て、首をしめける故に、女房を持事叶ず。終に独居也。
甚太夫自語を聞たる僧、来て語也。寛永年中の事也。

②九左衛門と云牢人、筑後の国に女房を置、「三年待給多。若三年過ぎ、何方へも有付べし」と云て、肥後国多来。身上有付兼、為方無医者に成、玄清と名を付て、別の女房を求けり。

有時、故郷の女房の事を思出し、「何とか有ん。此方にて女房持たると聞ば、定て恨べし」と思ひ、折節夏の事なるに、竹連子に足を踏上て涼み、表を見ば、故郷の女房来て、立居たり。玄清思様、「是は我思出たる心なるべし」と。起て見ば、何もなし。「亦是、狐狸の態なるべきか」と思、脇指を取て持ける処に、本の女房つる／＼と来と見て、抜打に切ければ、窓竹を切折。彼女房、玄清が足の太指に喰付て、牙跡二つあり。今女房、内より大刀音を聞て走出、「何事ぞ」と問ば、玄清、「たわめに切たり」と云。

扱、二つの疵、何と療治すれども癒ず。三年苦痛して、終に死けり。
玄清を引廻したる平野角太夫語也。肥後守、身体果て後の事也。

③江州多賀の町の去女人、物洗次、不動院の小性を見て戯言を云。小性、恥く思逃去こと度々なり。

或時、彼女、小性を見追ければ、小性逃行に、屋敷迄追付髪を切、印籠近着迄切て行。是を見、寺より女房の夫の方多使を立て、取たる科々を云て遣すに、彼女は煩伏て居たり。男、女房に尋ければ、「夢の如く覺たり。印籠は雪隠の垣に掛、髪は部屋の前と覺たり」と云。即、尋見ば皆有。
彼女房、頓死すと也。

▲『驢鞍橋』（万治三年へ一六六〇刊）巻下の三十九

一日、靈氣甲の次で語曰、「此前、去和尚の処に至ければ、彼和尚の曰く、『当所にて、去者の家より火飛出、三昧に行て塚もゆる事有。塚は前の女房の塚也。其男、中中迷惑し、我に頼に仍て随分弔多ども、火消す』と語給。我聞と早く、『手もなく消ひたり』と云。和尚故を尋給。我云は、『先向ふの亡者を弔ては消べからず。前の女房の火に非ず。後の連相の火也。其子細は、亭主今ぞいとの間、をわしからざるに仍て、只もの元の女の事を云んず。爰に於て、今の女の胸もゆる也。大略、此位ひなるべし。然間、此男に道理を云聞せ、比興者、執着の深やつ哉と、くつと恥しめ、扱今の女房に中中其方が道理ぢや、と是に足をさせ、男が心を翻し和睦させば、忽ち火消ん』と云ば、和尚大ひに悦び、頓て如是異見在しかば、其俣火消たり。加様の事も、医者脈を好見て薬を与るが如し。めたと弔ては、功德有べからず」と也。

亦語曰、「去処にて、或人生靈に付れ、病を我に弔を頼来。我、其様子を問ば、使者曰は、『此人、目懸を情なく追出して、女房を持ければ、其目懸恨深、憤強して、其影亭主の目に見て、大に病ふ』と云。是も聞と頓而心得たり。『中中弔ふべし。乍去、其女人の朝夕秘蔵する道具一つ盗てたべ』と云て、秘蔵の櫛を盗倚、此櫛を棹の

上に置、明朝今こそ是を尋らんと思時分、責付く、経呪を以て心の及ほど弔亦、病者の位牌をも傍に立置、施餓鬼を誦。如是二朝三朝弔ければ、病すきと本復す。総而、機転なくしては弔、杯成べからず。我、万事は無調法なるが、加様の処になりては、好若時より機転好りし」と也。

▲『驢鞍橋』（万治三年（一六六〇）刊）巻下の百四十

（前略）

亦語曰、「人死せば、先早く能人に弔はせたき事也。俗人になりとも、他念なく念仏を申させたし。其故は、亡魂うろくとして物に取着たがるもの也。此時、能人に弔せば、其俣善心に取着筈也。悪知識に弔せば、機忽、悪に移べし。はや悪に移たる後に、善人に弔はするとも、善心移難かるべき也。」
亦曰、「生霊よりも死霊は治やすし。生霊は何としても躰を持って居る間、念強くして善機移る事遅し。死霊は躰なく、中有にたゞよい、何くへなりとも便度思間、善を修すれば、ひしと其機を得也」。

●破戒の僧の後妻打ち●

▼片仮名本『因果物語』（寛文元年（一六六二）刊）

巻中の卅五「幽霊刀を借て人を切事」

撰州大坂上寺町に、浄土寺有。旦那、日待をするとして寺え集りたり。

日待の施主、「用有」とて、宿多行処に、寺の門外に女一人立て居たり。「何者ぞ」と問ば、「我は此寺長老の陰し女也。我煩の中、長老申れしは、『其方死せば、別の女房持間敷』と約束ある処に、頓て女房を求らる。其方の脇指、少の間借たし」と云。「安事なれども、用有て宿え行間、成間敷」と云へば、「いや、唯今返すべし」と云ふ。「去は借」とて、さやながら借ければ、「さやはいらぬ。み斗借せ」と云て、み斗ぬきて門より内へ入。道ならば十間程行内に、早や脇指を返し、「其方故に、日比の遺恨とげたり」とて、消失ぬ。

旦那、宿え行ず。寺え帰て長老を呼立、件の由を云ければ、長老肝を消、方丈へ入て見ば、女房の首落て有と聞。

寺号も慥に聞ども、態と書ぬ也。